

江戸川区立小岩第四中学校いじめ防止基本方針

平成26年7月12日策定

江戸川区立小岩第四中学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、江戸川区立小岩第四中学校（以下「本校」という）のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目指して策定するものである。

なお、本方針は必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

1 いじめ防止に向けた基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、許されない行為である。本校では、すべての生徒をいじめに向かわせないための取組を、全教職員が推進するため、以下を基本理念とする。

- (1) いじめが、どの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止を図りつつ、いじめの発生、又はその兆候を見逃さず、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは人間の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを生徒が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒の生命を保護すること及び、いじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識する。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をする。
- (5) いじめを行った者については、その行為を繰り返すことがないよう十分な反省を求め、更生を促すため、毅然とした処置をとる。とくにその行為がいじめられた者の心身、生命等に重大な危機をもたらすものである場合は、犯罪行為として扱う。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。

また、必要に応じて民生児童委員、警察官、弁護士、医師等の外部の各機関の専門家を対策委員会に加えることができるものとする。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

（別表による）

4 教育委員会や関係機関等との連携

（1）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに江戸川区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求めるものとする。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることとする。その際、生徒が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるよう、十分に教育的な配慮をする。